

令和5年5月8日

保護者の皆様

認定こども園

柱本保育園こども未来学舎

5類感染症への移行後における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、柱本保育園こども未来学舎の教育・保育にご理解・ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

また、日頃から、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止や感染予防策への対応にご協力いただき、ありがとうございます。

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当から5類感染症（インフルエンザ相当）へ移行することに伴い、高槻市の対応に準じ下記のとおりとなります。

これからは、ご家庭各人での判断が重要となります。園では今後も関係機関と連携し、感染拡大防止のための情報提供に努めます。また、今後もweb連絡帳の活用にご理解ご協力をよろしくお願ひします

記

1. 陽性が判明した場合（無症状の場合を含む）の出席停止（自宅待機）期間及び登園許可証について
 - ・園に連絡をしてください（web連絡帳または、電話）

⇒有症状の場合

発症日翌日から5日間、かつ症状軽快日の翌日1日間を経過するまで出席停止。

「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

⇒無症状の場合

検体採取日翌日から5日間出席停止。

⇒現時点では、登園に際し登園許可証の提出は不要です。
2. 濃厚接触者の出席停止（自宅待機）について
 - ・不要です。ただし、濃厚接触者で疑わしい症状がある場合は、自宅待機にご協力ください。登園する場合はマスクの着用にご協力をお願いします。
3. 同居家族がPCR検査等の結果、陽性となった場合の園への連絡について
 - ・不要です。
4. 毎日の検温等健康観察の実施
 - ・不要、ただし、普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。無理をして登園しないようお願いします。
 - 園内ではこれまで通り、看護師によるお子様の検温等健康観察を行います。ご了承ください。
5. その他
 - ・児童（3歳児以上）や保護者が陽性となった場合は、発症日翌日（無症状の場合は検体採取日翌日）から10日間を経過するまでは、マスクの着用のご協力をお願いします
 - ・基礎疾患等がある児童で感染することで重症化するリスクが高いなど、感染を不安に感じる場合は、必要に応じてご相談ください。